

沼津市都市計画道路沼津南一色線道路設計等に関する基本計画検討委員会設置要綱 (設置目的)

第1条 沼津市都市計画道路沼津南一色線道路設計等に関する基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）は、都市計画道路沼津南一色線の整備方針に基づき、道路と古墳を含む周辺までを一体的な空間として設計し、質の高い意匠等を施すことで、良好な景観の形成を目指すため、具体的な設計に必要な、基本的な理念、設計の基本条件並びに最適な発注方式等の基本計画について、専門的な見地から意見を聴取することを目的に設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について必要な意見を述べ、その意見等に対し協議、検討する。

- (1) 基本計画に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元自治会の関係者
- (3) 文化財の関係者
- (4) 公共デザイン調達の経験者
- (5) 行政の関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会には、委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を進行する。
- 3 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、基本計画の検討が終了するまでとする。

(委員会)

第6条 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、その会議を開くことができない。

3 委員会は、自由な討論形式で行い、委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(委員の責務)

第7条 委員は、委員会で知り得た情報を開示又は漏洩してはならない。ただし、市又は委員会
が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、建設部道路建設課・教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。